

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年6月21日及び同年10月24日（平成28年（行情）諮問第425号及び同第644号）

答申日：平成29年3月8日（平成28年度（行情）答申第784号及び同第785号）

事件名：国土交通大臣が沖縄県知事の埋立て承認取消しに「代執行」を求めた訴訟に関する決裁関連文書の開示決定に関する件（文書の特定）
国土交通大臣が沖縄県知事の埋立て承認取消しに「代執行」を求めた訴訟に関する決裁関連文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「国土交通大臣が沖縄県知事の埋立て承認取消しに『代執行』を求めた訴訟に関する決裁関連文書の全て」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる文書1-1ないし文書2-2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月20日付け国広情第339号による開示決定及び平成28年7月29日付け国広情第172号による一部開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 不服申立ての理由

不服申立人が主張する不服申立ての理由は、異議申立書及び審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書（諮問第425号，処分1）

ア 電磁的記録の存在について確認を求める。

情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の手引」22頁は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の

手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」と定めている。

そこで本件開示決定で特定された紙媒体以外にも、電磁的記録形式が存在すれば、その特定を求めるものである。

イ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録、又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき¥210円である。その場合、本件開示決定に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求めるものである。

(2) 審査請求書（諮問第644号，処分2）

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。従って不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、本決定における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じること、及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

イ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 改めて対象文書の特定を求める。

本件開示決定で特定されたとする文書の名称は、「国土交通省行政文書管理規則」（国土交通省訓令第25号）12条に基づき付された名称ではないと思われるので、改めて同条に基づき付された名称で各々の文書を特定すべきである。

エ 電磁的記録についても特定を求める。

（上記（1）アと同一内容であるため、記載省略）

オ 開示実施手数料の見直しを求める。

（上記（1）イと同一内容であるため、記載省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件不服申立てについて

ア 本件不服申立て（異議申立て及び審査請求）に係る開示請求は、法に基づき、国土交通大臣に対して、本件請求文書の開示を求めてなされたものである。

イ これを受けて、諮問庁は、法 11 条の規定を適用することにより開示決定期限の特例延長を行ったうえで、平成 28 年 1 月 20 日に、別紙 1 の I に掲げる文書の開示決定を行い（処分 1）、平成 28 年 7 月 29 日付け国広情第 172 号により、別紙 1 の II に掲げる文書を一部開示する決定（処分 2）を行った。

ウ 本件不服申立ては、不開示部分の精査及び原処分で特定された文書以外の電磁的記録形式による文書の保有の有無の確認等を求めて提起されたものである。

(2) 不服申立人の主張について

不服申立人の主な主張は、上記第 3 の 2 のとおりである。

(3) 原処分に対する諮問庁の考え方について

不服申立人は、本件開示請求における不開示部分の特定及び電磁的記録の存在等において疑義があることを理由として、原処分の精査を求めていることから、原処分の妥当性について、以下のとおり検討する。

なお、諮問庁は、不服申立人のいう「国土交通大臣が沖縄県知事の埋め立て承認取り消しに『代執行』を求めた訴訟」について、国土交通大臣が沖縄県知事に対して平成 27 年 11 月 17 日付けで提起した、「地方自治法 245 条の 8 第 3 項の規定に基づく埋立承認処分取消処分取消命令請求事件」（以下「本件訴訟」という。）であると特定したものである。

ア 経緯

本件開示請求は、本件訴訟に関する決裁関連文書の全てを求めている。

本件訴訟提起に先んじて、国土交通大臣は沖縄県知事に対して、同知事が平成 27 年 10 月 13 日付けで行った公有水面埋立法 42 条 1 項に基づく公有水面埋立ての承認の取消処分に関して、平成 27 年 10 月 28 日付けで地方自治法 245 条の 8 第 1 項に基づく勧告及び同年 11 月 9 日付けで同条 2 項に基づく指示を行った。しかしながら、同知事がこれに従わなかったことから、同月 17 日付けで同条 3 項に基づく勧告に係る事項を行うべきことを命ずる旨の裁判を求める本件訴訟を提起した。

また、同条 4 項に基づき同月 17 日付けで同知事への通告及び同月 18 日付けで福岡高等裁判所那覇支部への通知を行った。

よって、本件訴訟に関する決裁関連文書としては、①同条 1 項による勧告に係る決裁文書一式、②同条 2 項による指示に係る決裁文書

一式，③同条3項による訴訟の提起に係る決裁文書一式，④同条4項による沖縄県知事あて通告に係る決裁文書一式並びに⑤同条4項による福岡高等裁判所那覇支部あて通知に係る決裁文書一式が対象となる。

上記①ないし⑤のうち，③の通知文に添付した訴状（案）及び④の通告文に添付した訴状については，該当する行政文書の量が著しく大量であり，かつ，当該文書の調査等に相当な時間を要することから，平成28年8月1日までに開示するとして法11条の規定による期限の特例延長を行った上で，当初処分において，別紙1のIに掲げる文書を開示した。

その後，当該請求文書の調査が終了したことから，残りの文書である別紙1のIIに掲げる本件対象文書を開示した原処分を行ったものである。

イ 法5条の該当性について

(ア) 本件対象文書中，法人等に関する情報であって，公にすることにより，当該法人等の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては，法5条2号イに該当するとして不開示とした。

(イ) 本件対象文書中，希少野生動植物種等に指定されている生物の生息場所等が具体的に特定できる情報であって，公にすることにより，乱獲等のおそれがあり，当該生物の保護に支障を及ぼすおそれがあるものについては，法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした。

ウ 不服申立人の主張について

(ア) 不服申立人は，不開示部分の対象部分の特定を求めているが，不開示とした部分は上記イに記載したとおり特定し，行政文書開示決定通知書において適切に記載している。また，不服申立人は処分2で開示決定した文書について，行政文書の開示の実施申出を行っていない。よって，処分2に対する審査請求は開示文書の全容に対しどの部分が不開示となっているのか確認を行っていない段階でなされたものであり，不服申立人の主張は正当性を欠くものである。

(イ) 不服申立人は，国土交通省行政文書管理規則12条に従い文書を特定しよう主張するが，本件訴訟に関する文書は同規則に基づき適切に管理しており，上記アに記載した文書特定の経緯に影響を及ぼすものではない。

(ウ) 不服申立人は，本件対象文書の電磁的記録の保有の有無について確認を求めるが，本件対象文書についての電磁的記録は，本件開示請求時点において存在しない。

(4) 結論

以上のことから、本件開示請求に対して、本件対象文書を特定のうえ、法5条2号イ及び法5条6号柱書きに該当する部分を不開示として一部開示決定とした原処分は妥当であると考えます。

2 補充理由説明書

原処分について、先に理由説明書等において不開示理由を説明したところであるが、今回、諮問庁において不開示部分及び不開示理由について再検討した結果、下記(2)アに掲げる部分については、法5条1号に定める不開示情報にも該当すると考えるため、以下説明する。

(1) 原処分において不開示とした部分とその理由

別紙2のとおり。

(2) 上記(1)のうち、法5条1号の不開示情報にも該当する部分及びその理由は、次のとおり。

ア 不開示部分

- ① 証拠説明書甲A56及び甲A57の標目(作成者欄)に記載されている特定法人の従業員名
- ② 証拠書類甲A56号証及び甲A57号証(特定法人が提出した報告書)に記載されている特定法人の従業員名及び当該従業員の経歴等当該従業員を類推することができる情報

イ 不開示とする理由

当該不開示部分には、特定法人の従業員名及び従業員名を類推することができる情報が記載されているが、これは法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。報告書は、法人の従業員が作成したものであるが、その法人に所属するどの従業員が報告書を作成したかについて公表を義務付ける法令等の規定や慣行は認められないことから、当該氏名及びそれを類推できる情報については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えず、同号ただし書イに該当するとは認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行情)諮問第425号及び同第644号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月21日 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第425号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同年10月24日 諮問の受理(平成28年(行情)諮問第644号)
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)

- ⑤ 同年 1 月 1 日 審議（同上）
- ⑥ 同年 1 月 2 月 5 日 審議（平成 28 年（行情）諮問第 4 2 5 号）並びに本件対象文書の見分及び審議（同第 6 4 4 号）
- ⑦ 平成 29 年 1 月 2 3 日 審議（平成 28 年（行情）諮問第 6 4 4 号）
- ⑧ 同年 2 月 8 日 諮問庁から補充理由説明書を収受（同上）
- ⑨ 同年 3 月 6 日 平成 28 年（行情）諮問第 4 2 5 号及び同第 6 4 4 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

不服申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書（紙媒体が特定された本件対象文書の電磁的記録）があるはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書は保有しておらず、本件対象文書の不開示部分は法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとしているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第 3 の 1）において、不服申立人が特定を求める、紙媒体が特定された本件対象文書の電磁的記録は、本件開示請求時点においていずれも存在しない旨説明する。

(2) 本件対象文書の作成・取得の経緯、その内容等に鑑みれば、国土交通省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、国土交通省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法 5 条 1 号該当性について（上記第 3 の 2（2）アに掲げる部分）

当該部分は、本件に係る訴訟で甲 A 5 6 号証及び甲 A 5 7 号証として提出された各報告書を作成した特定法人の従業員の氏名及び各報告書中の当該個人に関する記載がそれぞれ一体として、法 5 条 1 号本文前段の

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該情報について、同号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められず、いずれも個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条2号イ該当性について（別紙2の①に掲げる部分について）

ア 当該部分について諮問庁は、これを公にすることにより、上記報告書を作成した特定法人の名称が明らかになり、当該法人に電話や直接訪問等の問合せが殺到し、通常の業務に支障を及ぼすおそれが生じることから、その権利利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する旨説明する。

イ しかしながら、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、環境影響評価を行った法人の名称は公表されているとのことであるから、上記報告書を作成した特定法人が環境影響評価を行った法人と同一である場合には、新たに当該法人に対する電話や直接訪問等の問合せが殺到するといったことは想定し難い。

また、上記報告書を作成した特定法人が環境影響評価を行った法人と異なる場合には、特定法人は、当該報告書の提出により得られる利益と、自身の法人名が公にされることにより生じ得る不利益とを比較・検討した上で、当該報告書の提出を行ったものと思料される。そして、この報告書の提出が法人の名称を公にしないという条件を付した委託契約等による場合であれば別論、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件においてそのような事情は存しないとのことである。

したがって、上記報告書を作成した特定法人が環境影響評価を行った法人と同一であるか否かを問わず、特定法人の名称が法5条2号イに該当するとは認め難い。

以上のことから、当該部分のうち、上記(1)で法5条1号に該当すると判断した部分を除く部分（別紙3に掲げる部分）は、同条2号イに該当せず、開示すべきである。

(3) 法5条6号柱書き該当性について（別紙2の②に掲げる部分について）

ア 当該部分について諮問庁は、希少野生動植物種等に指定されている生物の生息場所等が具体的に特定できる情報であって、公にすることにより、乱獲等のおそれがあり、国が行う当該生物の保護に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する旨説明する。

イ 当該部分には、希少野生動植物種等に指定されている生物の確認地

点を表示した図表が記載されていることが認められ、これを公にすることにより、国が行う当該生物の保護に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当する旨の上記諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 不服申立人のその他の主張について

不服申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、国土交通省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙3に掲げる部分を除く部分は同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は同条2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙1 本件対象文書

I 平成28年1月20日付け国広情第339号(処分1)分

文書1-1 平成27年10月28日付け国水政第48号の決裁関連文書

文書1-2 平成27年11月9日付け国水政第50号の決裁関連文書

文書1-3 平成27年11月16日付け国水政第53号の決裁関連文書
(訴状(案)除く)

文書1-4 平成27年11月17日付け国水政第55号の決裁関連文書
(訴状除く)

文書1-5 平成27年11月18日付け国水政第56号の決裁関連文書

II 平成28年7月29日付け国広情第172号(処分2)分

文書2-1 平成27年11月16日付け国水政第53号の決裁関連文書
(訴状(案)のみ)

文書2-2 平成27年11月17日付け国水政第55号の決裁関連文書
(訴状のみ)

別紙 2（本件対象文書の不開示部分及び不開示とした理由（原処分））

1 不開示部分		2 不開示とした理由
① 訴状 57頁	特定法人名 が記載され た部分	<p>本件報告書は、「本件埋立事業に関し、国は、経験豊富な環境コンサルタント会社に依頼して環境影響評価を行い、専門的知見からできる限りの環境保全措置を採っていることなど」を証明するために提出してもらったものである。</p> <p>本件報告書には、報告書を記入した社員の業務経歴や法人の情報等が詳細に記入されていることから、報告書を書いた法人が明らかになる。</p> <p>これを公とした場合、訴訟において当該法人の社員が報告書を提出したことが明らかになり、当該法人に電話や直接訪問等の問い合わせが殺到し、通常の業務に支障を及ぼすおそれが生じることから、法人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当することから、不開示とした。</p>
証拠説明書甲A56及び甲A57の標目（作成者欄）	特定法人の 従業員名が 記載された 部分	
証拠書類甲A56号証及び甲A57号証（特定法人が提出した報告書）	全文	
② 証拠書類 甲A60の2号証，同60の3号証，同61の2号証，同61の8号証，同62の4号証，同62の6号証，同62の7号証，同63の2号証，同63の5号証，同63の6号証，同63の7号証，同63の9号証，同63の10号証，同63の11号証	希少生物の 生息地点が 表示された 図表	<p>希少野生動植物種等に指定されている生物の生息場所等が具体的に特定できる情報については、公にすることにより、乱獲等のおそれがあり、当該生物の保護に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当することから、不開示とした。</p>

別紙 3

- ① 訴状 5 7 頁の特定法人名が記載された部分
- ② 証拠書類甲 A 5 6 号証及び甲 A 5 7 号証（特定法人が提出した報告書）のうち、特定法人の従業員名及び当該従業員の経歴等当該従業員を類推することができる情報が記載された部分を除く部分